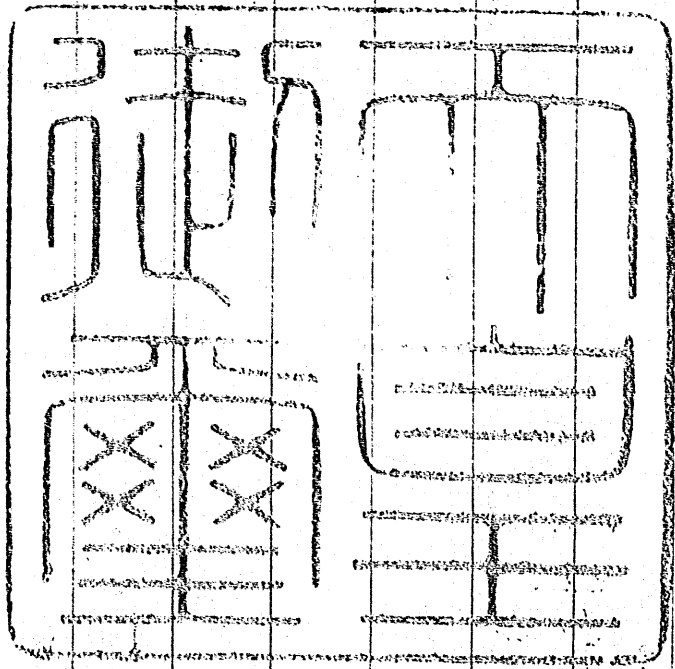


條約第八号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル自動觸發海底水雷ノ敷設ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣樺爵西園寺公望  
外務大臣子爵内田外

條約第八號

自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下亞米利加合衆國大統領亞爾然丁共和國大統領奧地利國皇帝ボヘミア國皇帝洪牙利國皇帝陛下白耳義國皇帝陛下ボリヴァイア共和國大統領伯刺西爾合衆國大統領勃爾牙利國公殿下智利共和國大統領格倫比亞共和國大統領玖馬共和國臨時總督丁抹

國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エクス  
 アドル共和国大統領、佛蘭西共和國大統領、  
 領大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
 領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、  
 グワテマラ共和国大統領、ハイチ共和國  
 大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下  
 下、盧森堡國大公、ナツソ公殿下、墨西哥  
 合衆國大統領、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共  
 和國大統領、バラグエ共和国大統領、和  
 蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國

皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、サルヴァ  
 ドル共和国大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、  
 暹羅國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國  
 皇帝陛下、東ウルクエ共和国大統領、グ  
 エネズエラ合衆國大統領、各國民ニ對  
 シテ開放セラレタル海路ノ自由ノ原則  
 ニ鑑ミ現時ノ状態ニ於テハ自動觸發海  
 底水雷ノ使用ヲ禁止スルコト能ハスト  
 スルモ戰爭ノ禍害ヲ輕減シ且戰爭ノ存  
 在ニ拘ラス為シ得ル限平和的航海ニ對

シテ其ノ當然主張シ得ヘキ安全ヲ付與  
セムカ為之カ使用ヲ制限シ且之ニ付規  
定ヲ設クルノ必要ナルコトヲ考慮シ本  
件ハ之ニ關スル利害關係ニ對シ一切ノ  
望マシキ保障ヲ與フル様規定スルコト  
ハ之ヲ後日ニ期待シ之カ為條約ヲ締結  
スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大  
使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタ

イン

本會議特派委員、コンセイエー、ア、ン

チーム、ド、レガシヨ、ン、帝國外務省法

律顧問常設仲裁裁判所裁判官、ドク

トルヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使、ジョセフ、エツチ、チョート

特命大使、ホレーヌ、ポーター

特命大使、ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使、デグイッ

ド、ジェーソン、ヒル

海軍少将、全權公使、チャールズ、エス、ス  
ペリー

陸軍少将、合衆國陸軍軍法會議長、全

權公使、ジョージ、ビー、デー、グ、イス

全權公使、ウィリアム、アイ、ブ、カ、ナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官、ロケ、サ、エ、レ

ツ、ペ、ニ、ヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲

裁裁判所裁判官、ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所

裁判官、カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝、ホヘンロイヤ國皇帝、洪牙利

國皇帝陛下

コンセイエーエー、アンチーム、特命全權

大使、ゲータン、メレ、ド、カポスマレ

希臘國駐劄特命全權公使、男爵、シヤ、

ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール、國務大臣、前司法大臣ジ、ウアン、デン、ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギ、ョーム

「ボリヴィア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク、ラウゲオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、フェルナンド、エグワチヤラ

伯利西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ル、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使、エツアル、ド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將侍從將官ウルバン、  
ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カランジ  
エーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、  
ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグス  
ト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然  
丁國駐劄特命全權公使カルロス、  
コニチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン  
サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ  
ルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァーナ大學國際法教授、上院議員

アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマ  
ンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、

クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハグア」ナ中學校長、上院議員マヌ

エル、サングイリー

丁 抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンス

タシチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリッ

ク、シエレル

侍從、外務省課長アクセル、ウエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴ

アハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官アポリナル、テヘラ

「エソアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權



公使 ヴィクトル、レンドン  
代理公使 エンリケ、ドルン、イ、デ、アル  
スア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外  
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオ  
ン、ブールジョア  
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、男爵、デスツールネル、ド、  
コンスタン

巴里大學法料大學教授、名譽全權公  
使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、  
常設仲裁裁判所裁判官、ルイ、ルノ  
和蘭國駐劄特命全權公使、マルスラ  
ン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判  
所裁判官、カリエドワード、フラ  
イ  
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、

「サ」リアーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ド

「ナ」ルド、ジエームス、マツケリ、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、「サ」ヘン

「リ」ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、

「リ」ツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判

所裁判官「ジョ」ールジヌ、ストレイト

「グ」ワテマラ「ラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常

設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マ

「チ」ヤド

獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメ

「ス」カリリヨ

「ハ」イ「チ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使「ジ」ヤレ、ジヨ

「セ」フ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使「ジ」エヌ、レ

ジエー

前國際公法教授、ポルトープランス  
組合辯護士ピエール、ユダクロー

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常  
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯  
爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ  
グエルガノ

下院議員、外務次官、コンマンドール  
ギド、ボンビリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、コ  
ンマンドール、ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使、都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使、佐藤愛磨

盧森堡國大公、ナッソ、公殿下

國務大臣、內閣議長、アイシエン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、グイレ

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、  
エステヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスチア  
ン、ベリ、ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全  
權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄  
兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲  
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲ

ルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

「パラグエ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、

マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジュー、ヂユ、モン

ソ、ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、ア

ツシユ、ド、ボーフォール

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判  
所裁判官、テリ、エム、セリ、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議  
官、<sup>ヨ</sup>ンクヘール、<sup>ル</sup>ジ、セリ、セリ、<sup>デ</sup>ン、  
ベール、ポール、<sup>テ</sup>ユゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍  
大臣、<sup>ヨ</sup>ンクヘール、<sup>ル</sup>ジ、アリ、ローエ  
ル

前司法大臣、下院議員、<sup>ジ</sup>、<sup>ア</sup>、<sup>ロ</sup>エ

フ

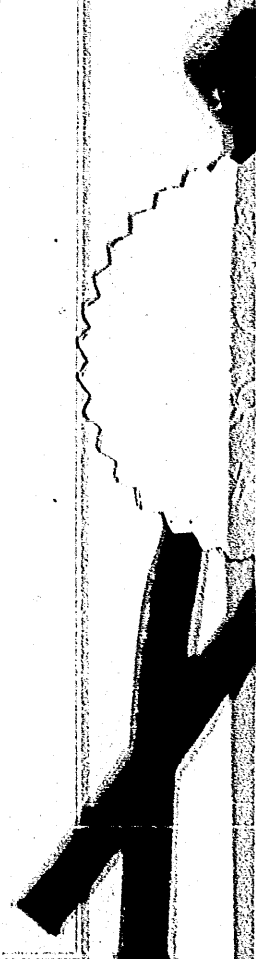
秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官、<sup>カ</sup>ルロス、<sup>ジ</sup>  
<sup>エ</sup>、<sup>カ</sup>ンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、<sup>サ</sup>マド、<sup>カ</sup>ン、<sup>モ</sup>ムタゾス  
サルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使、<sup>ミ</sup>ルツア、



アーメッド、カン、サデグ、ウル、ムルク

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサン

ンドル、ベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガー

ル、マヴロコルダト

サルヴアドル共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所

裁判官ペドロ、ジリ、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレ

ス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァグルー

イッチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴ

イッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエル、ミリチエヴァイッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少将モム、チヤチデー、ウドム

公使館参事官セー、コラヂオニ、ドレ

リ

陸軍大尉ルアング、ビユヴァナルト、

ナリユール

瑞西聯邦政府

英國駐劄魚和蘭國駐劄特命全權公

使ガストン、カルラン

陸軍参謀大佐「ジエネヴァ」大學教授

ユージエー、ボレル

チユール、ヒ大學法學教授マツクス、

フリーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使「ミニストル、ド、レヴカ」チ

ユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベ

ー

海軍中将メヘメツド、パシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領常設仲裁裁判所裁判官ホ

セバトレ、イ、オ、ルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官、  
フアン、ペリ、  
カストロ

グエネズエラ、合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使、ホセ、ヒル、  
フオ  
ルトウ

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト  
認メラレタル委任状ヲ寄託シヌル後左  
ノ條項ヲ協定セリ

第一條

左ノ事項ハ之ヲ禁止ス

- 一 敷設者ノ監理ヲ離レテヨリ長クトモ一時間以内ニ無害ト為ルノ構造ヲ有スルモノヲ除ク外無繋維自動觸發水雷ヲ敷設スルコト
- 二 繋維ヲ離レタル後直ニ無害ト為ラサル繋維自動觸發水雷ヲ敷設スルコト
- 三 命中セサル場合ニ無害ト為ラ



サル魚形水雷ヲ使用スルコト  
第二條 單ニ商業上ノ航海ヲ遮斷スル  
ノ目的ヲ以テ敵ノ沿岸及港ノ前面ニ  
自動觸發水雷ヲ敷設スルコトヲ禁ス  
第三條 繫維自動觸發水雷ヲ使用スル  
トキハ平和的航海ヲ安全ナラシムル  
為一切ノ為シ得ヘキ豫防手段ヲ執ル  
ヘシ  
交戦者ハ為シ得ル限右水雷ヲシテ一  
定ノ期間經過後ハ無害タラシムルノ

装置ヲ施スヘキコト及右水雷ニシテ  
監視セラレサルニ至リタルトキハ軍  
事ノ必要上差支ナキ限速ニ航海者ニ  
對スル告示ヲ以テ其ノ危險區域ヲ指  
示スヘキコトヲ約定ス右告示ハ外交  
上ノ手續ニ依リ之ヲ各國政府ニ通告  
スヘキモノトス  
第四條 中立國ニシテ其ノ沿岸ノ前面  
ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルモノハ交  
戦者ト同一ノ規定ニ遵據シ且同一ノ

豫防手段ヲ執ルコトヲ要ス  
中立國ハ豫メ告示ヲ以テ自動觸發水  
雷ヲ敷設セムトスル區域ヲ航海者ニ  
知ラシムルコトヲ要ス右告示ハ外交  
上ノ手續ニ依リ至急之ヲ各國政府ニ  
通知スヘキモノトス

第五條 締約國ハ戰爭終了シタルトキ  
ハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上ク  
ル為施シ得ヘキ總テノ手段ヲ盡スヘ  
キコトヲ約定ス

交戰國ノ一方カ他ノ交戰國ノ沿岸ニ  
敷設シタル繋維自動觸發水雷ニ關シ  
テハ之ヲ敷設シタル國ハ其ノ敷設面  
ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ最短期限内  
ニ自國ノ水域中ニ在ル敷設水雷ヲ引  
上クルノ手段ヲ執ルヘシ

第六條 締約國ニシテ未タ本條約ニ規  
定スルカ如キ完全ナル敷設水雷ヲ有  
セス從テ現ニ第一條及第三條ニ定メ  
タル規則ニ準據スルコト能ハサルモ

ハ前記規定ニ適應セシムル為其ノ  
水雷材料ヲ速ニ改良スヘキコトヲ約  
定ス

第七條 本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク  
本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國  
間ニミ之ヲ適用ス

第八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス  
ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス  
第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署  
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛  
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以  
テ之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前  
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證  
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續  
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招  
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス

ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ  
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時  
ニ通告書ヲ接授シタル日ヲ通知スル  
モノトス

第九條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約  
ニ加盟スルコトヲ得  
ニ加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其  
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟  
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ  
寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ  
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右  
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ  
第十條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託  
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託  
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ  
後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ  
テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ  
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ  
後ニ其ノ效力ヲ生スヘキモノトス

第十一條 本條約ハ第一回批准書寄託  
ノ日以後第六十日ヨリ七年間有效ナ  
ルモノトス  
本條約ハ廢棄アルニ非サレハ右期間  
滿了後引續キ效力ヲ有ス  
廢棄ハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告  
スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ヲ認證  
本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書  
ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ  
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達

シタルトキヨリ六月ノ後右通告ヲ為  
シタル國ニ對シテノニ效力ヲ生スル  
モノトス  
第十二條 締約國ハ自動觸發水雷使用  
ノ問題カ前條第一項ノ期間滿了ヨリ  
六月前ニ於テ第三回平和會議ニ由リ  
テ審議決定セラレサリシ場合ニハ右  
六月前ニ於テ該問題ヲ審議セムコト  
ヲ約定ス  
締約國ニ於テ敷設水雷使用ニ關スル

新條約ヲ締結スルトキハ本條約ハ其  
ノ實施ノ時ヨリ之ヲ適用セス

第十三條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ  
置キ第八條第三項及第四項ニ依リ為  
シタル批准書寄託ノ日並加盟(第九條  
第二項)又ハ廢棄(第十一條第三項)ノ通  
告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノト  
ス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認  
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名  
ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書  
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄  
託シ其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依  
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸  
國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國

マルシヤル

クリーゲ

第三條ヲ留保ス

第二亞米利加合衆國

シヨセフエツチチョート

ホレエス、ポーター

ユー、エム、ローズ

デヴィッド、ジェーレ、セル

シー、エス、スペリー

ウイリアム、アイ、ブカナン

ロケ、サエンツ、ベニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セー、ロドリゲス、ラレタ

メレー

男爵 マツキオ

第三 亞爾然丁國

第四 埃地利洪牙利國

第五 白耳義國

ア、ベルナール

ウァン、デン、ヒューベル

ギーヨーム

第六 「ポリグイア」國

クラウヂオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國

ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第八 勃爾牙利國

陸軍少將 ヴィナロフ

イヴァン、カラシニョーロフ

第九 智利國

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチヤ

第十 清 國

ホルヘ、ホルグイーン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十一 玖馬共和國

マシテ

アントニオ、エス、デ、ブスタ

ゴンザロ、デ、クエサダ

第十二 丁 抹 國

マヌエル、サレグイリー

ア、ヴェデル

第十三 「ドミニカ」共和國

ドクトル、ベシクセス、カルヴァハル

第一條第一號

アポリナル、テヘラ

ヲ留保ス

第十四 「エクアドル」共和國

ヴァイントル、エム、レンドン

エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十五 西班牙國

第十六 佛蘭西國

マルスラン、ペレ

第十七 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ハワード

左宣言ヲ留保ス  
英國全權委員、本條約ヲ署名  
為スルニ當リ本條約ヲ或行  
為スル方法ヲ禁止サルノ單純  
ナル事實、英國皇帝陛下  
政府ヨリ前記行為又方法  
ノ當否ヲ爭フノ權利ヲ奪  
フモニ非サルコトヲ宣言ス



第十九 希臘國

クレオン、リツオ、ランガベ

ジョール、ジュ、ストレイト

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、ナブレ、マチャド

第二十一 「ハイチ」國

タルベマル、ジャン、ジョセフ

ジー、エヌ、レジェー

ピエール、ユゲクール

第二十二 伊太利國

ボンビリ

ジエー、フジナト

第二十三 日本國

佐藤愛磨

第二十四 盧森堡國

アイシエン

第二十五 墨西哥國

伯爵ド、ヴィレー

ジエー、ア、エスタヴァ

エヌ、ベード、ミエー

エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 「モンテネグロ」國

第二十七 「ニカラグワ」國

第二十八 諾威國

エフ、ハーゲルプ

第二十九 巴奈馬國

ペー、ポラス

第三十 「パラグエ」國

ジエー、ヂュ、モンソー

第三十一 和蘭國

ドブルヴェ、アツシユ、ボーフォール

テ、エム、セ、アツセル

デン、ベル、ポ、ル、チ、エ、ゲ、ール

ジ、ア、ア、ロ、エ、ル

ジ、ア、ア、ロ、エ、フ

第三十二 秘露國  
セ、ジ、エ、カ、ン、ダ、モ

第三十三 波斯國  
モ、ム、タ、ゾ、ス、サ、ル、タ、ネ、エ、ム、

サ、マ、ド、カ、ン

サ、チ、グ、ウ、ル、ム、ル、ク、エ、ム、ア、

メ、ツ、ド、カ、ン

第三十四 葡萄牙國

第三十五 羅馬尼亞國  
エ、ド、ガ、ル、マ、グ、ロ、コ、ル、ダ、ト

第三十六 露西亞國

第三十七 「サルヴァドル」國  
ペ、リ、ジ、マ、テ、ウ

エ、ス、ベ、レ、ス、ト、リ、ア、ナ

第三十八 塞爾比亞國  
エ、ス、グ、ル、ー、イ、ツ、チ

エ、ム、ジ、エ、ミ、ロ、グ、ア、ノ、グ、イ、ツ、チ

エ、ム、ジ、エ、ミ、リ、チ、エ、グ、イ、ツ、チ

第三十九 暹羅國  
モ、ム、チ、ヤ、チ、デ、ウ、ド、ム

セ、コ、ラ、チ、オ、ニ、ド、レ、リ

ル、ア、ン、グ、ビ、ユ、ヴ、ア、ナ、ル、ト、

第一條  
第一號  
ヲ留保ス

ナリエーバル

第四十 瑞典 國

第四十一 瑞 西 國 カルラン

第四十二 土 耳 其 國 チユルカン 十九百年十月九日第八回總會  
議事録に記入セラレタル  
宣旨ヲ當保ス

第四十三 「ウ ル グ エー」 國 ホセ、バトレイ、オールドニエス

第四十四 「ヴ エ ネ ズ エ ラ」 國 ジ、ヒル、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員ノ署名シタル自動觸發海底水  
雷ノ敷設ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之  
ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明  
治十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉